

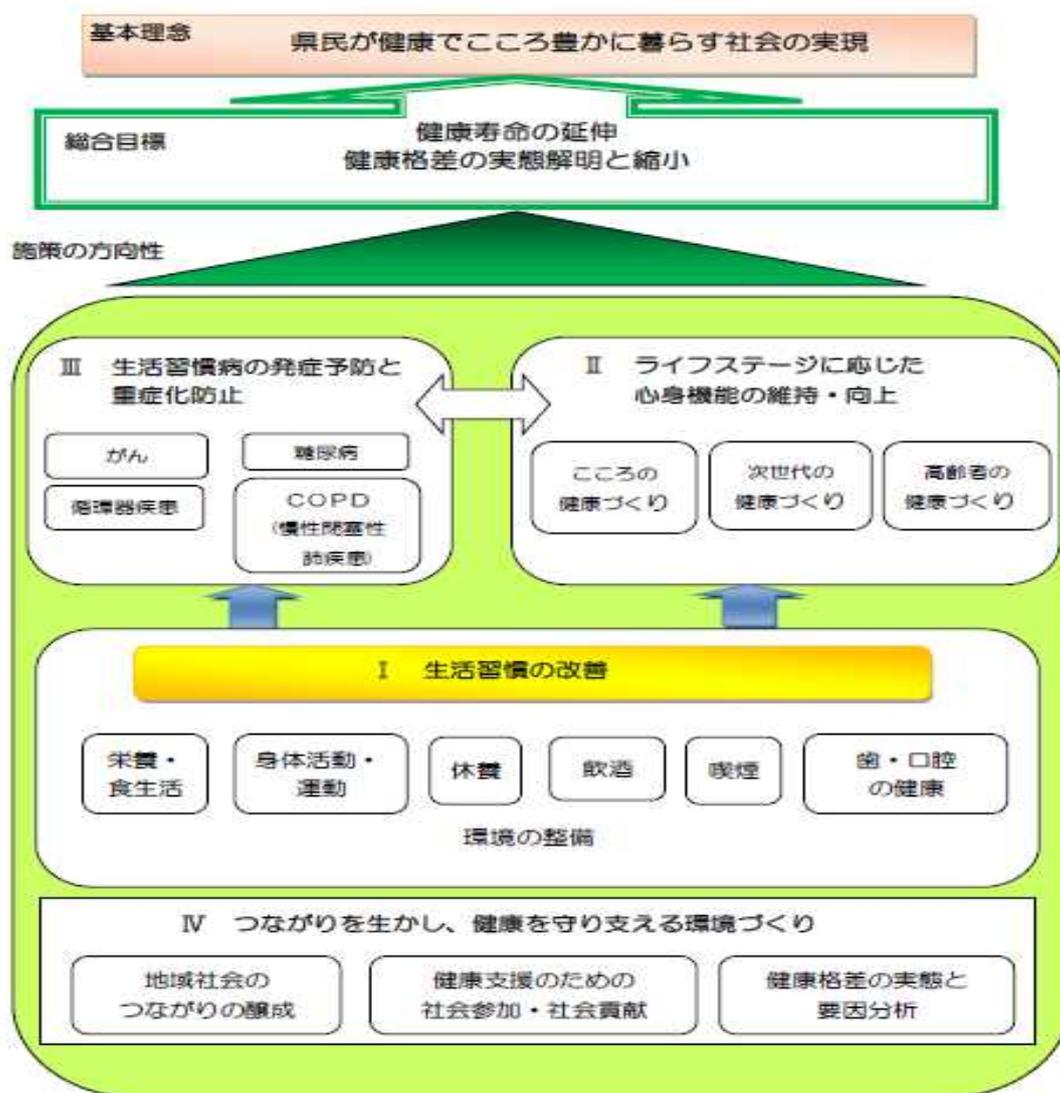
## 1 計画の位置づけ

健康増進法第8条による都道府県健康増進計画。県民の健康づくりに関する計画であり、「千葉県保健医療計画」など他の県計画と整合を図る。

## 2 計画の期間

平成25～令和4年度までの10年計画。5年目の平成29年度に中間評価を実施。

## 3 計画の概念



## 4 進捗状況

評価指標 112 のうち 76 の指標が、令和元年度生活習慣アンケート、特定健診・特定保健指導に係るデータ分析・国民生活基礎調査等の結果により直近の値が更新された。

その結果、平成29年の中間評価時と比較して、健康格差の縮小(男女)など50指標で改善傾向、7指標で変化なし、19指標で悪化傾向(※)となった。詳細は資料1-2参照。

※悪化傾向の目標項目

- ・男性で生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合
- ・未成年者(男子)の喫煙割合/職場や家庭で受動喫煙の機会を有する者の割合の減少

- ・ 40 歳代で喪失歯のない者の割合の増加
- ・ 自殺者の減少(女性)／心理的苦痛を感じている者の割合の減少
- ・ 肥満傾向にある子どもの割合の減少／朝食を食べている子どもの割合の増加／学校の運動部や地域のスポーツクラブに入っている子どもの割合
- ・ 家の人と学校での出来事について話をする割合の増加 (小学校 6 年生)
- ・ 胃がん(男性)、子宮頸がん検診の受診率の向上
- ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合の減少